

印紙税の過誤納還付を受けようとする方へ

以下の内容を確認した上で、「印紙税過誤納確認申請書」を記入し、**文書の作成場所を管轄する税務署の窓口**へ郵送により提出してください。

印紙税の過誤納還付の対象となるもの

- 1 収入印紙が不要な文書に誤って収入印紙を貼って納付(消印)した契約書など

(例示)

- ① 動産(船舶、航空機を除く。)の売買契約書、委任に関する契約書(委任状)など
- ② 書き損じなどの理由により使用する見込みがなくなった契約書など

なお、一度契約書を作成し、その後、契約の解除又は取消しとなった場合には過誤納還付の対象になりません。

- ③ 書き損じたなどの理由により交付されなかった領收証や約束手形など

- 2 定められた金額を超えた収入印紙を文書に誤って貼って納付(消印)した契約書など

(例示)

工事請負契約書で 30,000 円の収入印紙が必要なところ、誤って 60,000 円の収入印紙を貼って納付(消印)した契約書など

過誤納還付手続きに当たり注意していただきたいこと

- 1 過誤納還付手続きは、過誤納となった文書の作成者本人が申請者になります。

※ 代理人が申請する場合は、事務代理人届出書又は委任状が必要になります。

- 2 過誤納となった文書原本は、申請書と一緒に提出してください。

なお、手続き終了後、文書原本の返却を希望される方は申請時に申し出てください。(過誤納確認書と併せて郵送により返却します。)

- 3 過誤納となった文書から、収入印紙部分だけを切り離したり、剥がした場合には、確認の手続きを行えません。

【参考】収入印紙の交換制度(※収入印紙を現金と交換する制度ではありません。)

未使用の収入印紙は、最寄りの郵便局で他の額面の収入印紙と交換可能です。

なお、交換の際には、郵便局に提出する収入印紙1枚につき5円の手数料が必要です。